

岸和田市人権施策基本方針 本編(案)への指摘と修正(案)

※ゴシック体が文章、丸ゴシック体が意見等。

NO	場所	現状及び指摘	指摘者の修正(案)と方向性の(案)
1	P.10 第5章 取り組むべき 主要 課題と 対応 方針 (概 要)	<p>人権三法、大阪府人権三条例をふまえた方針であることの記載が必要。P.2からの「近年の動き」や「大阪府の取り組み」に記載しているが、対応方針としての記載が必要。</p> <p>この方針では、社会全体の課題の次に、岸和田市の概要、取り組むべき課題を例示しました。すべての人権課題について次の3点に取り組むことを前提とします。</p>	<p>次のように修正。</p> <p>この方針では、社会全体の課題の次に、岸和田市の概要、取り組むべき課題を例示しました。すべての人権課題について、<u>人権三法や大阪府の人権三条例をはじめとする関係法令の趣旨を尊重、遵守し、次の3点に取り組むことを前提とします。</u></p>